

UC ETC カード特約（個人会員用）一部改定のお知らせ

2026年8月31日をもって下記の特約を改定いたしますのでご案内いたします。

■UC ETC カード特約（個人会員用）新旧対照表

改定前	改定後
(新規に規定)	<p>第9条（ETC カードサービス手数料）</p> <p>1. 会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料（消費税を含みます。以下同じ。）を、指定カードの会員登録月（以下「会員登録月」という。）の1年後の会員登録月の翌月10日を締切日（以下締切日という。）として、締切日の翌月5日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に第5条第1項に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>①会員登録月の1日から翌年会員登録月の前月末日までの期間（以下「判定期間」という。）において第5条第1項に基づく請求（以下「ETC 請求」という。）がある場合。</p> <p>②当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第6条第1項または第2項に基づき ETC カードが解約済みの場合。</p> <p>③当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合（但し、第7条第1項に基づく届け出をしていた場合に限りです。）</p> <p>④判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が1年未満の場合。</p> <p>⑤当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カードのいずれかに ETC 請求がある場合。</p> <p>⑥その他当社が別途定める場合。</p> <p>2. 会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還しません。</p>

第 9 条 (免責事項) (略)	第 <u>10</u> 条 (免責事項) (略)
第 10 条 (個人情報の取り扱い) (略)	第 <u>11</u> 条 (個人情報の取り扱い) (略)
第 11 条 (会員規約の適用) (略)	第 <u>12</u> 条 (会員規約の適用) (略)
第 12 条 (本特約の変更等) (略)	第 <u>13</u> 条 (本特約の変更等) (略)

【下線部は改定部分を示します。】